

令和6年度 第1回 三朝町地域公共交通会議 議事録

日時：令和6年5月30日（木） 午後1時30分～午後2時30分

場所：三朝町役場 第4会議室

1. 開会

○青木地域振興監

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回三朝町地域公共交通協議会を開会いたします。

開会にあたり、会長であります三朝町赤坂副町長が御挨拶を申し上げます。

2. 会長挨拶

○赤坂会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

これまで、本来でしたら事務局から資料を事前にお送りしていたのですが、今回それが間に合わなかったということで聞いております。中部地域公共交通計画が議題として上がっており、資料がかなり厚くなっております。今日初めて見て、なかなかすぐに理解するというのは難しいかと思います。事務局から説明があるかと思うので、それを踏まえてご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

3. 辞令交付

○青木地域振興監

続きまして、資料表紙の裏に委員名簿をつけておりますので、ご覧ください。前回、令和6年1月11日に開催した協議会以降に、役職交代等で変更となりました委員さんを、ここでご紹介させていただきます。

まず、行政関係として、中国運輸局鳥取運輸支局の首席運輸企画専門官の福原昇さんです。

そして、本日はご都合により御欠席となっておりますが、団体代表として、三朝小学校PTA地域部長の内田暁子さんが委員になられておりますので、ご紹介させていただきます。

このほか、日ノ丸ハイヤー株式会社倉吉営業所の松下孝博さん、日本交通株式会社の佐々木幹宗さん、倉吉警察署交通課の石田健治さんについても、御都合により御欠席の連絡をいただいておりますので、この場であわせてご報告させていただきます。

また、今回からオンラインとのハイブリッド開催としておりますが、委員の米子高専から加藤博和さんが広島経済大学に移られまして、そういった関係でオンライン参加となっております。また、鳥取県交通政策課の野坂明正さんがオンライン参加となっているほか、鳥取運輸支局からもオンラインで視聴されております。

ここで、少しお時間をいただいて、赤坂副町長から本日付けで委嘱します福原昇さんへ辞令を交付させていただきます。

（副町長から福原委員へ辞令交付）

ありがとうございました。

それでは、本題に入りたいと思います。4. 協議事項から、会長の赤坂副町長に進行をお願いします。

4. 協議事項

（1）鳥取県中部地域公共交通計画の一部改定案について

○赤坂会長

それでは1番、鳥取県中部地域公共交通計画の一部改定案について、事務局から説明をお願いします。

○石井主事

今年度から公共交通担当になりました、企画健康課の石井と申します。よろしくお願いします。

それではまず資料1をご覧ください。鳥取県中部地域公共交通計画の一部改定案についてです。こちら、これまで例年この協議会に諮っていなかった案件ですので、なぜ今回諮るのかという点も含めてご説明したいと思います。

趣旨としては、令和2年11月、サンサンバスの運行開始前になりますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域交通法が改正されまして、これにより令和6年10月以降に国からの補助金を受けるためには、地域公共交通計画というものに補助を受けている路線を位置づけることが必要となりました。これが地域公共交通計画と補助制度の連動化といわれています。

三朝町は町営バス、サンサンバスの運行経費について、国からフィーダー補助金の国庫補助を受けているため、先程申し上げたとおりの計画への位置づけが必要となっています。地域公共交通計画として、鳥取県中部地域の公共交通協議会で策定している「鳥取県中部地域公共交通計画」というものがございまして、こちらを一部改定し、三朝町営バスなどを国庫補助路線に位置づけて記載するものです。昨年度まで本協議会で諮っていました「生活交通確保維持改善計画」、いわゆるフィーダー計画については、この中部地域公共交通計画の「別紙」という扱いとなります。この別紙については協議事項の2番に挙げておりますので、詳しくはそちらでご説明します。

それでは、計画の内容について説明してまいりたいと思います。計画はお配りしておりますが、ご覧のとおり内容が膨大ですので、ここでは要点を絞り、本町に関わる変更点について説明していきたいと思います。

まず1ページ、1-1の計画策定の背景のところですが、この計画は、平成30年に策定されたものですが、サンサンバスが令和3年からで、この時点で運行開始しておりませんでしたので、それについて追記していただいております。

また、計画策定後の経過についても時点更新されてかかれております。なお、最後の段落に記載されていますとおり、本計画の期間は令和6年度末、来年の3月31日までとなっております。それ以降の次期計画についてもただいま策定作業が進められておりますので、併せてお伝えしておきます。

続いて25ページから、3-6-2各市町の移動支援施策・割引制度のところですが、本町のところでは、高齢者・障がい者対象のものとして、高齢者のバス定期券への助成について、内容を時点更新しており、また、重度障がい者へのタクシー運賃助成について、策定後に加わったものとして記載されております。

また、次の26ページ、児童・生徒が対象のものと、「遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金」「高校生通学費補助金」について対象者や内容の更新を行っています。

続いて64ページ、5-6-1幹線と支線の位置付けで、こちらが今回の改定のメインとなる部分で、バス国庫補助路線の概要、実施主体、その路線の必要性、補助対象となる路線図について新たに記載されております。

66ページで路線の必要性について説明されており、⑦で日ノ丸さんの穴鴨線について、「三朝町北部地域の住民を通勤・通院・買物等のために三朝町の中心地に運ぶ地域内支線であり、一部の系統は三朝町と倉吉市を結ぶ地域間幹線となっている。」「倉吉市内まで乗り入れていたダイヤを大幅に削減し、上井・三朝線や三朝線に乗り換える形態に再編したほか、一部の区間をデマンド化したり町営バスに移行したりして効率化を図ってきたが、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいのが現状であり、地域公共交通確保維持事業によって運行を確保・維持していく必要がある。」と説明されているほか、町営バス（サンサンバス）の小河内線・穴鴨線・徳本線について、「三朝町が運行主体となり三朝町北部地域の住民を三朝町中心部に運ぶ地域内支線であり、上井・三朝線や三朝線への乗換により倉吉市内へ行きた

めの重要な路線となっている。」「小河内線・穴鴨線では利用の少ないダイヤの削減やデマンド化により効率化を図ってきたが、自治体や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であり、地域公共交通確保維持事業によって運行を確保・維持していく必要がある。」「交通空白地域を解消するために整備した徳本線についても、同様に地域公共交通確保維持事業によって運行を確保・維持していく必要がある。」と記載しております。

また、67 ページでは、表 20 で議案の 3 にあげています徳本線の吉水医院前廃止について反映してあります。また、表 21 では目標値が更新されているほか、中部地域公共交通協議会が実施するノーマイカー運動「100 金バス」に参画することについて追記されております。また、路線図については 68 ページのとおりです。

以上、鳥取県中部地域公共交通計画の一部改定案について説明しました。

○赤坂会長

はい、地域公共交通計画について、中部地区の協議会に諮る前に本協議会で協議したものであるということです。内容が多く説明もわかりにくかったと思いますので、不明な点があればご質問いただければと思います。よろしいですか。ないようですので、2 番、鳥取県中部地域公共交通計画別紙（旧生活交通確保維持改善計画）について事務局から説明をお願いします。

（2）鳥取県中部地域公共交通計画別紙（旧生活交通確保維持改善計画）について

○石井主事

鳥取県中部地域公共交通計画別紙（旧生活交通確保維持改善計画）について説明します。資料 3 をご覧ください。

趣旨としましては、町営バス（みささサンサンバス）と路線バス（日ノ丸バス）の運行経費に係る国庫補助を受けるため、毎年、計画を策定する必要があるとして、このたびは令和 6 年度版の計画内容について、本協議会での承認を得るものです。先程も説明しました通り、昨年までは生活交通確保維持改善計画、フィーダー計画を協議していただいたところですが、このたび地域公共交通計画と補助制度の連動化というものが始まる関係で、内容はほぼ同じなのですが、名称が「鳥取県中部地域公共交通計画」の「別紙」となっております。

なお、利便増進特例の期間の関係で、国庫補助が受けられるのは令和 7 年 3 月までであるため、令和 7 年 4 月以降は県補助金を利用する方向で調整していることを併せてお知らせします。

計画期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までが対象となっております。計画内容ですが、資料 4 として計画案をつけております。こちらは、令和 6 年度フィーダーの計画をベースに作成したものになりまして、変更部分を赤字で表記しております。

こちらは、今後提出するにあたって国の方から修正等の指導が入ることがありますので、計画内容について、大筋のところでは認めていただきまして、事務局の方で書きぶりなどを変更する場合がありますことをご了承いただければと思います。

まず 1 ページ目ですが、連動化の関係で、名義が鳥取県中部地域公共交通協議会となっております。また、2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果の（1）事業の目標については、直近の令和 5 年度の実績を目標値とし、可能な限り利用者の減少を抑制することを目標に、7 系統で年間 3,754 便、年間 4,270 人の利用とします。年度推移についても維持を目標とし、同様の数値を入れております。2 ページに行きまして、4 条路線、日ノ丸バスのフィーダー系統に係る部分ですが、こちらも令和 5 年度実績に基づいたその数値を設定し、2 系統で年間 8,005 人の利用として維持を目標とします。

続いて、3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体については、事業に変更はないのですが、事業実施主体としてカッコ内に「三朝町」と追加しています。また、6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法として車内アンケートの実施を記載しました。

ページが飛んで 4 ページに行きまして、18. 協議会の開催状況と主な議論では、昨年度以降の開催状況と主な議論について追記をしました。19. 利用者等の意見の反映状況については、広報誌への掲載について記載したほか、利用者の要望により徳本線の停留所を追加した

ことについて記載しています。

次に6ページ、横向きの表1をご覧ください。こちらは、系統ごとのキロ程や運行日数をまとめたものになります。こちらについては全系統について、令和7年度の計画運行日数と計画運行回数に合わせて時点修正しております。

続いて、9ページからの添付資料になりますが、主な変更点として、先ほどもありました2月からの徳本線の三朝中学校前バス停の追加、次の議題に挙げています吉水医院前バス停の廃止を反映しております。後に続く資料、運行系統図、バス停間距離、運賃表につきまして、それぞれ変更に合わせて修正を行っておりますので、ご覧いただければと思います。以上、令和7年度三朝町生活交通確保維持改善計画（案）について説明いたしました。

○赤坂会長

地域公共交通計画の別紙に移行するというございまして、これも中部地区の協議会に諮る案件になっておるというございまして、三朝町に関係のある部分でございまして、事前に本会で審議をしていただくということになっております。

これについて皆さんの方で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○福原委員

中国運輸局鳥取運輸支局の福原といいます。

ちょっとお時間を取って、資料3の最初の趣旨というところで、地方公共交通計画と補助制度の連動化ということで、協議事項の一番最初の1のところからこの言葉が出てきてると思うんですけども、これにつきまして、私も代わったばかりで大変恐縮なんですけれども、この趣旨は大体どういったことかというのはご存じかと思って、補足をしようかと思ひましてですね。どのような感じでしょうか。

○赤坂会長

お願いしてもいいでしょうか。

○福原委員

わかりました。連動化ということで、これまでとちょっと違いますっていうのは多分皆さんご存じだと思うんですけども。要は、今までだったら、この補助金を市町村さん単位で申請をされてたんですけども、先ほどからおっしゃられてる、今度は鳥取県さんであれば、東部・中部・西部と大きな協議会が、そこで申請してもらえますということですね、そういう形で変わるということですね。大きな計画の中に入れて連動化するということですね。

なぜこうなったかといいますと、公的負担による確保維持が必要なバス路線等に対して、より効果的で効率的な補助を行うために、原則としてそういった大きな法定の協議会の方に上げて、申請してもらおうようになりましたというような形になっております。ちょっと説明が下手であれなんですけれども、要は今まで市町村さんだったのを、今鳥取県さんと県単位で、そういった大きな枠の中で入れてもらうことで、より効率的・効果的な補助制度にするために、連動化という改正があった次第です。すみません、以上になります。

○赤坂会長

皆さんの方で何かご質問等は、はいよろしいでしょうか。

また何かあれば、お知らせいただければと思います。ご承認をいただけるということで協議会に諮るということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

はい。

（3）徳本線におけるバス停の廃止について

それでは次の（3）番徳本線におけるバス停の廃止についてということで説明をお願いいたします。はい。

○石井主事

そしたら資料の5番をご覧くださいませでしょうか。

こちら、今回徳本線におけるバス停の廃止についてという事項なんですけれども、まず経緯としまして、令和3年10月にサンサンバスの運行開始と同時に徳本線も運行開始したんですけども、その際から、吉水医院さんの敷地内の玄関前のところに、吉水医院前としてバス停を設置していました。

しかしながら、今年の4月に吉水医院さんの方から、体調不良の患者さんがふらふらしされ

ながら歩いておられたり、運転しておられる中で、それを敷地内、駐車場でバスが走るという状況が危険だからという申し入れがありまして、廃止して欲しいということの、要望を受けたものです。

こちらとしましては、そもそもが敷地内のバス停でして、所有者さんの意向がまず第一であることと、それから令和6年2月に、道に出てすぐのところ、近隣のところに三朝中学校前のバス停へ停車を開始しておりまして、利用者さんの利便性が大きく下がるということはないということを踏まえまして、今回の協議会での了承と、住民の方への周知を行った上で、こちらの吉水医院前のバス停を、廃止することとするものでございます。

変更の概要としましては、まず徳本線の定期便、平日の計4便ですね、こちらのバス停の吉水医院前を廃止するというところで、変更時期としましては、今回協議会から周知期間を設けまして、7月1日からということとさせていただきますと思います。

3. 資料の手続きなんですけれども、まず今回に関しては運輸支局さんの方に、手続きは特段必要ないということで確認済みでございます。そして、住民さんへの周知なんですけれども、町報の7月号に掲載するのと、町のホームページに告知の記事を掲載する、それから防災無線で、町報とかが、変更と同時にということになってしまいますので、早めの告知ということで防災無線でも告知させていただこうと思います。

またバス停と、サンサンバスのチラシに記載してございます時刻表につきましては軽微な変更ですので、シールの張替え等で対応しようと思っておりますのでございます。告知の変更内容でしたり、裏面のバス停の時刻表のところにそれぞれ、吉水医院前の廃止で変わるところを赤線で修正をしてございます。以上、徳本線におけるバス停の廃止について説明しました。

○赤坂会長

はい、これについて皆さんの方でご意見ご質問等がありますでしょうか。

○オブザーバー 丸山氏

よろしいでしょうか。これは資料4になるんですけれども、こちらの17ページで、徳本線のバス停を廃止されるということで、吉水医院前を廃止するの6月1日の廃止になってるんです。対して資料5では7月1日からということになっていますが、これはどちらが正しいでしょうか。

○石井主事

こちら資料の5番の方が正しく、その後7月1日からということで、そうですね資料の5番の裏面も6月1日からになっておりますね。こちらも含わせて7月1日ということに訂正しようと思います。

○山崎委員

この廃止の考え方は理解できるんですけども、以前中学校前から吉水医院まで、我々の感覚で言うと、すぐ近くという風に思ってたんですけども、高齢者の方とか、いろいろ障害のある方とかの声が、たったの区間でも歩くのが大変だ、ということがあって、一番近いのは医院前だろうということでそのポイントが設定されたと思うんですけども、これが廃止になるとですね、当時そういうことをおっしゃってた方々の問題がどうなるのかなっていうことをちょっと心配するんですけども。

仮に今吉水医院のところの、地図で言いますとですね、そのまま直線で路線が走ってますけれども、ちょっとその右にカーブしたところが、吉水医院の駐車場の入口になっておりますが、そういう路線の一部変更を考えながら、当時の例えば、雨の日、雪の日、暑い日、そういったときに大変だという、その声をもう一度考えてみるとですね、そういうことが可能であればですね、数メートル、ちょっと右折する形になりますけれども、吉水医院さんの敷地に隣接した位置が確保できないのかなということのをちょっと思ったんで。

その辺のことをちょっとご説明いただければ。

○青木地域振興監

その経過は存じておりまして、スタートするときの路線といいますか、バス停の位置等、できるだけということで、いろんなところでそういう配慮をしてきた経過は、合ってると思います。

それで、その辺が少し、少し情報収集が足りないということもあるのかもしれませんが、吉水医院さんからのって話だったということがあったものですから、逆に言うと安全という意味もありましたので、今回はそれを採用したということでございます。

中学校の、おそらくあそこの入口だと思うんですけども道の入口と吉水さんって100メートルはないかな、50メートルちょっとぐらいかなというふうに思いますので、またそこについてちょっと様子を見ながらということにさせていただきたいと思います。逆にバス停がその道の上に取れるかどうかというのもちょっとありますので、その辺も含めて、ちょっと様子を見ながら、今回の改正は始めて参りますけれども、吉水さんとも少し話をさせていただきながら、やってみたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

あの辺に少しスペースができて、停車位置が可能にならんのかなということもちょっとあわせて思いましたんでそれも含めてまたご検討願いたいと思います。はいありがとうございます。今ちょっと見ますと大体ほぼ100メートルあるのかな。

山崎さんおっしゃられますように、そもそもここを問う経路として、中を通して細い道を通るというのも吉水医院があつてのことだったかというふうに思ってます、バス利用者は病院利用者が多いということで、それに配慮した形でのバス停の設置ということだったんですけど今回そういう意見があつて、一旦は廃止しますが、おっしゃることはよくわかりますので、引き続きここについては、利用者の意見を聞きながら、改善できないかということは、引き続き協議していきたいと思います。

○赤坂会長

その他でございますでしょうか。よろしいでしょうか。山崎委員さんからありましたように今後についてのご意見はあるということでございますが、一旦、こういった形でご了解いただけるということでよろしいでしょうか。

(了承)

○赤坂会長

それでは協議事項については以上でございますが、大きい5番のその他ということでダイヤ改正についてということで、説明をお願いします。

はい。

5. その他

○石井主事

それでは、資料の6番をご覧くださいませでしょうか。

こちら、路線バスのダイヤ改正についてということで、次第に上げてるんですけども実は2つございまして、1つ目の資料6の1枚目の方がこちら穴鴨線の上り下りの時刻表を上げているんですけども、こちら、日付が記載されていないんですけども、今年の5月1日に行われた改正の事後報告でございます。こちら他路線との接続改善のためにということで、従来の時刻よりも6分ほど遅らせたというのが、穴鴨線の改正です。こちら平日・土日祝とも同じ時間でございます。

続きまして3枚目の「ダイヤ改正（案）について」というものがあるんですけども、こちらが10月1日のことで、少し先のことはなるんですけども、路線バスの三朝線の神倉まで行く便なんですけれども、元々東小鹿から神倉まで定時で走っていたものなんですけれども、こちらオンデマンド方式に変更されるということで、表に掲げてあるお昼前後の11時43分から東小鹿着の便と、12時神倉発の便とがデマンド化するということです。こちらについてはまた日ノ丸さんの方で調整中ということで、ここに掲げてある通りの日時にならない場合もある

ということですが、ひとまず利用者数も年間それほど多くないということで伺っているものでございます。

路線バスのダイヤ改正について、説明は以上です。

○赤坂会長

はい、これについて、補足か何か。

○オブザーバー 岡本氏

日ノ丸自動車の岡本と申します。

10月1日のダイヤ改正案ということですね、補足なんですけれども、下り便ですね、西小鹿から先はオンデマンド方式ということでもありますけれども、実際に西小鹿までは定時便で行って、そこからお客様がまだ乗っておられましたら、そのまま神倉へ行くということで、いつもと同じような使い方をされればということで考えております。

また、上り便についてなんですけれども、こちらは事前の電話が必要になるんですけれども、6ヶ月間、人数の方も確認しまして、大体2ヶ月で1名様のご利用があったということで、オンデマンド方式の人数となっていて、こちらでもデマンド方式にさせていただきたいと思います。時刻については、まだ決定はしてないんですけれども、例えば10時57分、生田発のこの時間が、実際は、神倉を朝出て昼帰ってくる便になりますので、実際の利用状況等も確認しながら、時刻の方も調整していきたいと思いますので、変更することがございます。以上です。

○赤坂会長

ありがとうございます。皆さんの方で何かこれについて、よろしいでしょうか。

また、そうですね。町と協力して周知の方もお願いします。

はい。その他は予定をしているものが以上のようなのですが、皆さんの方で何かございますでしょうか。

○オブザーバー 丸山氏

お手元に当日配布ということで2種類のパンフレットをご用意しております。2つ目になるんですけど、共創 MssS 実証プロジェクトということで、こちらは現在、2次公募が始まっております。5月27日から6月の12日ということで令和7年度補助メニューとなります。

ちょっと今年度に関してはあくまでちょっとご紹介ということでさせていただこうかと思うんですけども、例えば今回こちらのメニューのファンを目標としてはですね、地域の実証運行に伴いまして、町の商店街ですとか、医療福祉或いは教育関係、そういったところとの関係者ですと、連携をとってですね、利用者の利便増進に向けまして、運行を新たに開始する部分についてですね、この補助金と一緒に国から補填していこうということで設けている次第でございます。事業計画になります。この両方とも2つの補助メニューに関しては復元でき上がったものですので、まだ皆様に周知するのは不十分なところではございますけれども、そういった事業の補助金の制度もございますということで今回ご紹介をさせていただきました。

まだ関心がありましたら、私どもでも構いませんのでお問い合わせいただければ、ご案内をさせていただきたいと思います。

○青木地域振興監

ありがとうございました。また勉強してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

6. 次期開催日

○青木地域振興監

6番、次期の開催の予定でございます。例年でございますけれども、令和7年の1月ごろを予定したいと思っております。主にサンサンバスの年間利用状況等事業評価についてのご協議をいただく予定でございます。

また、協議を調える事案等が発生しました場合には、この日程に限らずみなさんお集まりい

ただくこともあるかもしれませんが、そのときはご協力をよろしくお願いしたいと思います。

7. 閉会

○青木地域振興監

それでは、以上で閉会とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。